

市川市公民館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
市川市中央公民館	市川市八幡4丁目2番1号
市川市西部公民館	市川市中国分2丁目13番8号
市川市行徳公民館	市川市末広1丁目1番31号
市川市鬼高公民館	市川市鬼高2丁目12番23号
市川市東部公民館	市川市本北方3丁目19番16号
市川市本行徳公民館	市川市本行徳12番8号
市川市柏井公民館	市川市柏井2丁目844番地
市川市市川駅南公民館	市川市大洲4丁目18番3号
市川市大野公民館	市川市南大野2丁目3番19号
市川市信篤公民館	市川市高谷1丁目8番1号
市川市曾谷公民館	市川市曾谷6丁目25番5号
市川市若宮公民館	市川市若宮2丁目15番8号
市川市幸公民館	市川市幸1丁目16番18号
市川市南行徳公民館	市川市相之川1丁目3番7号
市川市市川公民館	市川市市川2丁目33番2号
市川市菅野公民館	市川市菅野3丁目24番2号

(使用することができるものの範囲)

第3条 公民館を使用することができるものは、本市に住所を有し、勤務し、若しくは通学する者又はこれらの者で構成される団体とする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めるものは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 公民館を使用しようとするものは、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公民館を使用しようとするものが前条に規定するものに該当しないとき。
- (2) 公民館を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 公民館を使用しようとするものが公民館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

- (4) 公民館を使用しようとするものに公民館を使用させることにより、社会教育法第23条の規定に反することとなるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第9条第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (6) その他公民館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

（使用料）

第5条 前条第1項の許可を受け、公民館を使用するもの（以下「使用者」という。）は、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）に定める使用料を納めなければならない。

（開館時間）

第6条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第7条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎月の最終月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（使用権の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、公民館を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の停止等）

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他公民館の管理運営上支障があるとき。

（入館の制限等）

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他公民館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(意見聴取)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、第4条第2項第5号又は第9条第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長又は千葉県行徳警察署長の意見を聴くことができる。

(損害賠償)

第12条 使用者又は利用者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(公民館運営審議会)

第13条 社会教育法第29条第1項の規定に基づき、第2条の公民館について共通の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を1つ置く。

- 2 審議会は、非常勤の委員10人で組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 審議会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員のうちから互選する。
- 6 委員長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代理する。
- 8 審議会の事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。
- 9 前各項及び次条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が委員会の同意を得て定める。

(会議)

第14条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第15条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用

を弁償する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に公民館の使用許可を受けた者については、この条例に基づき許可を受けた者とみなす。
- 3 市川市公民館運営審議会条例（昭和30年条例第42号）は廃止する。

附 則（昭和42年3月30日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年2月1日から適用する。（後略）

附 則（昭和49年10月3日条例第34号）

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年6月30日条例第39号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和53年9月規則第34号で、同53年9月12日から施行）

附 則（昭和53年9月30日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第14号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月25日条例第18号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月24日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年9月8日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日条例第16号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第15号）

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第15号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第13号）

この条例は、平成元年5月2日から施行する。

附 則（平成2年3月23日条例第13号）

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日条例第11号）

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第17号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第16号）

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第16号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月9日条例第52号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月20日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第16号）

この条例は、平成23年4月15日から施行する。